

# 令和2年度介護保険料の案内

～決定通知書を送付／非課税世帯は軽減～

## 【介護保険料決定通知書を送付します】

65歳以上の方の保険料は、4月1日現在の被保険者本人と世帯員の方の令和2年度町民税課税状況などを基に決定し、7月中旬に決定通知書を送付します。

## 【非課税世帯の方の保険料が軽減されます】

国の制度改正により、平成27年度から低所得段階の方を対象とした介護保険料軽減強化策が実施されています。令和元年10月から消費税が10%へ引き上げられたことに伴い、令和2年度については、65歳以上の方（第1号被保険者）で住民税非課税世帯の方（第1段階～第3段階）の介護保険料が以下のように軽減されます。

白老町の第7期介護保険料額（平成30年度～令和2年度）

（基準額：5,719円）

| 区 分            | 対 象 者  | 令和元年度                                 |
|----------------|--|---------------------------------------|
| 第1段階（基準額×0.30） | 生活保護や老齢福祉年金を受けていて世帯全員が町民税非課税の場合、世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の場合 | 20,500円<br>※前年度 25,700円<br>(5,200円軽減) |
| 第2段階（基準額×0.45） | 世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の場合                        | 30,800円<br>※前年度 39,400円<br>(8,600円軽減) |
| 第3段階（基準額×0.7）  | 世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える場合                               | 48,000円<br>※前年度 49,700円<br>(1,700円軽減) |
| 第4段階（基準額×0.9）  | 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合                            | 61,700円                               |
| 第5段階（基準額×1.0）  | 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合                           | 68,600円                               |
| 第6段階（基準額×1.2）  | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の場合  | 82,300円                               |
| 第7段階（基準額×1.3）  | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の場合   | 89,200円                               |
| 第8段階（基準額×1.5）  | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合   | 102,900円                              |
| 第9段階（基準額×1.7）  | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の場合  | 116,600円                              |

問い合わせ先：高齢者介護課 介護保険グループ ☎82-5541

## 介護保険負担割合証（黄色いカード）を送ります

要支援・要介護認定を受けている皆さんに、前年の所得により利用者負担を決定した（1割・2割・3割と記載）新しい負担割合証を7月末ごろに送ります。8月から介護保険のサービスを利用するときは、『介護保険被保険者証』（オレンジのカード）と一緒に新しい負担割合証をサービス事業者に忘れずに提示してください。

※期限の過ぎたものは使えませんので、注意してください。

問い合わせ先：高齢者介護課 介護保険グループ ☎82-5541